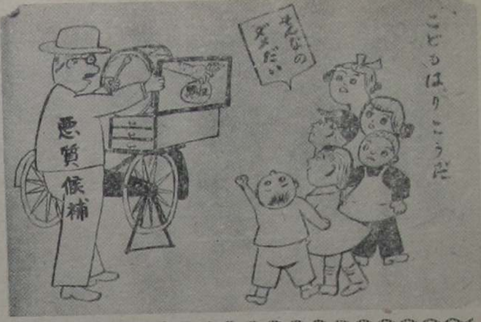
こどもはりこうだ
そんなのダメだい
悪質候補

選挙運動と選擧公営は
どのようにきめられているか

県議、知事、市議、市長の選挙を中心として説明します。

1　選挙運動の期間等

◎立候補届出の日から投票日の前日まで

◎投票当日は、投票所の入口から三町以内に選挙事務所をつくること。

これを表示するためにそこで使用するポスター、立札、ちようちん、看板等をたてること、適法に掲示したポスターをそのままにしておくこと

2　選挙事務所

◎選挙事務所を設置した者（候補者又は推薦届出者に限られる）は直ちに文書で届出る。

◎事務所は一ヶ所

◎事務所には一定の規格ある文書図画以外は掲示できない。

3　運動用自動車、拡声機

◎自動車は、原則として宣伝用自動車、大型トラック以外の自動車を一台使用できる。

◎自動車には、選管が交付する表示板をつける

◎乗車人は、候補者、運転手（一人）を除いて四人まで

◎車上でする選挙運動は、原則としてできないが、停止した車上では街頭演説等が認められる。

◎街頭演説等の際は、選管が交付した腕章を着用しなければなりません

（その他省略）

4　選挙運動ができない者

◎選挙事務関係者
選管の委員、職員

◎選挙長、投票管理者
開票管理者

◎特定公務員
イ、裁判官、検察官、警察官
ロ、徴税吏員
ハ、人事委員、公平委員
ニ、一般職の国家、地方公務員（地公員はその属する関係地域外はできる）
ホ、教育者は、教育上の地位を利用する運動はできない。
ヘ、未成年者、選挙欠格者

5　郵便ハガキ

◎選挙運動のために頒布できるのは郵便ハガキのみであり、ビラ、チラシ等の頒布はできない。文[illegible]次のようにきめられており、知事選挙以外は有料です。

◎知事　一萬枚
◎県議、市長　二千枚
◎市議　五百枚
◎ハガキの種類
官製又は私製ハガキで選挙用のスタンプを押したもの。

6　運動用ポスター

◎運動に用いるポスターは、選挙事務所の表示用と、個人演説会や街頭演説の場所掲示用及び運動用の三種類が認められていますが、そのうち運動用として掲示できる枚数は次のとおりです。
イ、知事　八千枚
ロ、県議、市議、市長、五百枚

◎規格は、タブロイド形（長さ四一cm、幅二八cm）で、予め選管の検印を受け、かつ、掲示責任者、印刷者の氏名住所を記載して掲示する。

◎橋梁、電柱、公営住宅等をのぞいては自由に掲示できますが、居住者、管理者の承諾を受ける。

7　新聞広告

◎何れかの新聞に一回のみ（知事選挙は無料）

◎広告の寸法は、横九・六cm、縦二段組以内

◎掲載は記事下

◎広告した新聞は、通常の方法で頒布しなければならないので、候補者や運動員が特に購入頒布が認められません。

8　候補者の氏名掲示　等

◎選管が一投票区に次のとおり掲示します。
イ、知事選挙　三ヶ所
ロ、県議、市議、市長選挙　一ヶ所

◎掲載順序は、市選管が開票区ごとにくじで定めて掲示します。

◎掲示時期は投票日まで
イ、知事選挙　八日間
ロ、県議、市議、市長選挙は四日間

9　選挙公報は知事選挙だけであり、県議、市議、市長選挙については、条例できめ任意に行うことができますが、県、市いずれも行われていません。

10　個人演説会

◎開催の場所及び回数
イ、次の場所以外は、特定の場合を除いて自由にできる。
Ⅰ　国、地方公共団体国鉄、専売公社、電電公社の建物
Ⅱ　汽車、バス等の中
駅、鉄道地内
Ⅲ　病院、診療所の建物等
ロ、開催できる場所は、学校、公民館等で選管が指定した施設（当市は現在五十ケ所）
ハ、回数
Ⅰ　知事選挙　六十四まで
Ⅱ　県、市議、市長選挙は制限がないが、選挙運動費用上の制限がある。

◎開催の手続
イ、所定の申込書を開催する二日前まで施設のある選管に提出
ロ、管理者（当市は教育委員会）から使用できる通知を受ける。同一施設を二回以上の使用は、初回は無料で二回目から有料です。

11　立会演説会

知事選挙のみが義務制ですが、市長選挙は条例によって行います。

12　街頭演説

開催できない建物その他の施設の範囲は、個人演説会と同様ですが、選管の交付した標旗を立て、一定の場所に停止して行う。

演説に従事する運動員（応援弁士等）や労務者は、候補者を除いて十五人以内で一定の腕章をつけていなければなりません。

13　その他の注意事項

◎禁止事項
イ、戸別訪問　ロ、署名運動　ハ、気勢を張る行為　ニ、のぼり、吹流し等の掲揚　ホ、一定の要件を具備しない新聞や雑誌等が、選挙についての記事をのせること　へ、運動期間中の挨拶等

◎禁止されない事項
イ、電話による運動
ロ、路上や車中、店舗等で偶々面接して行う依頼

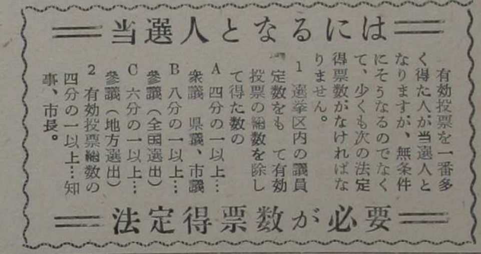

当選人となるには

有効投票を一番多く得た人が当選人となりますが、無条件にそうなるのでなくて、少くも次の法定得票数がなければなりません。

1　選挙区内の議員定数をもって有効投票の総数を除して得た数の
A　四分の一以上…衆議、県議、市議
B　八分の一以上…参議（全国選出）
C　六分の一以上…参議（地方選出）

2　有効投票総数の四分の一以上…知事、市長。

法定得票数が必要

紙はあてがつても、ツーンどやるのは自分で

どの位の費用が
認められるか

1　選挙運動費用の範囲

選挙運動をきっかけとするすべての支出に要した費用のことですが、次の二つに分けます。

イ、立候補準備費用
届出等に要した費用で供託金、事務所借入、ポスター印刷依頼等

ロ、立候補後の費用
立候補届出後に支出された費用で、運動員の実費弁償、労務員の報酬、演説会場、自動車の借上料、燃料、弁当代等

2　選挙運動費用の制限額の決定、告示

費用は一定額に制限されていますが、これは選挙区内の選挙人名簿登録者数を基礎として算定し選挙期日の告示日とともに公表します。

現行法令によって算出した法定費用は大体次のとおりです。

◎県議
イ、旧大館　三十一万四千四百円
ロ、北秋田郡　二十七万四千百円

◎知事　百四十万円

◎市議
イ、大館　四万四千九百円
ロ十二所　六万一千百円
ハ、長木　三万九千七百円
ニ、上川沿　[illegible]万二千二百円
ホ、下川沿　[illegible]九千四百円
ヘ、真中　三万七千六百円
ト、二井田　五萬七百円

十一　その他

選挙について事務の処理を合理的にするために、届出、請求、申出等の時間は、休祭日と関係なく午前八時三十分から午後五時までと規定されています。

私達の日常生活は
選挙とどんな関係があるか

私生活や、社会の生活問題には誰でも深い関心をもっていますが、それと密接不可分の関係にある政治の問題については案外見落され勝ちな場合が多いでなかろうか。政治は政治家のやることで、一般人とは縁遠いものがあると考える人がいるとしたら、これほどまちがつたことはありません。

私達の幸福に影響がある生命や身体の安全と財産の保護をはじめ、税金のこと子供の教育のこと、道路や橋のこと、物価や交通、住宅、商売のこと等、実生活に数え切れないほど沢山のことが政治に関係しており、すなわち私達の生活は経済生活であるとともに政治生活であるからです。だから私達の生活がよくなることも悪くなることも、そのときの政治によって動かされる場合が非常に多いのです。

この重要な政治に私達一人一人の考えを反映させるには、投票を通じてのみ公的に、かつ、効果的に表明し得る「選挙」がその基本です。

国民は政治の主体者であり、政治を左右し得る立場におかれているから、民主政治が進歩すればするほど政治をする政治生活の面をよく見、よくきくということによって、はじめて民主政治の確立が期待されたわけであります。

きれいな選挙でよい政治

きつても切れないくらしと政治

れんざ制強化で、正しく明るい選挙

いさきよい一票投じた気持よさ

なにがさて、なくそう落書投票

選挙は、勝った負けたのことでない。

挙げて投票、棄権なくそう。

でたい人より出したい人に。

よかつたと嘆かずくやまぬこの一票

いき方を、きめる政治に明るい選挙

政治に生きる正しい選挙めた政治は昔のことだ

治今は[illegible]にある

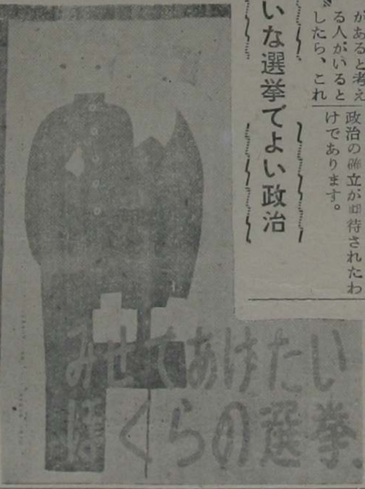

七月は農業委員会委員の
一般選挙が行われます

本年七月は、現在の農業委員会の委員が全部任期満了となるので一般選挙をやることになります。

選挙の期日はまだ決定されていませんが、七月十六日になるように報道されています。

農業委員会の委員の選挙は、農業協同組合や農業共済組合の役員選挙と違って大部分が別項の「公職選挙法」の規定が適用されますので、おぼえていなければならない大体のことを説明します。

一、農業委員会の区域（選挙区）や定数は、今度改正された法律が基礎となりますので、もし現行の区域や定数に変更があるとその改正された条例によることになること。

二、投票は、本年三月五日確定した「農業委員会委員選挙人名簿」に登録されている方に限つてできること。

この名簿に登録されなかつた者及び新しく選挙権を得るに至る者を救済するための一般選挙に用いられる補充人名簿は作らないこと。

三、点字投票、代理投票、不在者投票ができること。

四、立候補制であること。候補者又は推薦者は所定の手続きによって届出でなければならないこと

五、選挙運動

1、選挙運動のできる期間は、立候補の届出の日から、投票日の前日までであること。但し、選挙当日の例外がある。

2、選挙事務所は、候補者又は推薦届出者の届出によってのみできること。

3、戸別訪問、署名行為、新聞、雑誌の不法利用等が禁止されること。

4、個人演説会は指定された施設でできること。

5、街頭演説は、午後九時から翌日午前六時までの間はできないこと。

6、演説は、特定の建物とか施設（別項「九」の「10」参照）ではできないこと。

六、その他、一般の選挙に用いられる罰則の規定も適用されるので、わからないことは「話しあい」の席上等できいて下さい

選挙に用いられる語釈について

選挙の用語

一、公明選挙運動とは、選挙の公明化の国民運動ということで、公明なる選挙運動ではない。

一、公明選挙となるには、本来ならば自分が国（議会）に出て政治をやるのだが、自分の代りに誰かに出てもらい、自分の意見を代弁してもらうという、一人一人にこの意志が徹底したときである。

一、選挙運動とは、一定の選挙について一定の候補者を当選させるべく投票を得、若しくは得させるに直接又は間接に必要かつ有利なる周旋勧誘若しくは誘導其の他諸般の行為をなすことをいうもので、直接に投票を得又は得させる目的をもつて周旋勧誘等をなす行為ばかりに限られているものでないと

お知らせ

五月分の"話しあい"は午後七時から次により実施します。

十三日　西町（武田金吉宅）
十五日　長木支所
十七日　上川沿支所
廿四日　一心院保育園
廿七日　中央公民館